



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次（\*については県例規集掲載事項）

（取扱課室名） ページ

### ○ 規則

- \*3 職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例の適用期間を定める規則の一部を改正する規則（人事課）..... 1

### ○ 告示

- 163 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の規定により知事が定める数（国民健康保険課）..... 2
- 164 大規模小売店舗立地法による和歌山市から聴取した意見の概要（商工振興課）..... 3
- 165 保安林予定森林（森林整備課）..... 3
- 166 基本測量の実施（技術調査課）..... 4
- 167 公共測量の実施（ ）..... 4
- 168 地籍調査の成果の認証（用地対策課）..... 4
- 169 〃（ ）..... 5
- 170 〃（ ）..... 5
- 171 〃（ ）..... 5
- 172 〃（ ）..... 6
- 173 〃（ ）..... 6
- 174 昭和60年和歌山県告示第778号（浄化槽法の規定による指定検査機関の指定）の一部改正（下水道課）..... 6
- 175 道路の位置の指定（都市政策課）..... 7
- 176 〃（ ）..... 7
- 177 一般競争入札による落札者の決定（総務事務集中課）..... 7
- 178 文書等逓送業務民間委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（警察本部）..... 8
- 179 警備員指導教育責任者講習業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（ ）..... 10

### ○ 人事委員会告示

- 1 令和3年度就職氷河期世代を対象とした和歌山県職員採用試験の実施 ..... 12
- 2 令和3年度職務経験者を対象としたUIターン型和歌山県職員（一般行政職・総合土木職）採用試験の実施 ..... 14

### ○ 収用委員会告示

- 1 土地収用法による裁決手続開始の決定 ..... 17

### ○ 警察本部告示

- 1 令和2年度「実施機関非識別加工情報」に関する提案の募集 ..... 19

## 規 則

### 和歌山県規則第3号

職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例の適用期間を定める規則の一部を改正する規則を次の

ように定める。

令和3年2月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例の適用期間を定める規則の一部を改正する規則  
 職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例の適用期間を定める規則（昭和42年和歌山県規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例（昭和37年和歌山県条例第60号）第2条第1項の規則で定める期間は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) 知事の事務部局の職員 <u>令和3年3月1日から同月末日まで</u> (2) 議会の事務局の職員 <u>令和3年3月1日から同月末日まで</u> (3) 選挙管理委員会の事務局の職員 <u>令和3年3月1日から同月末日まで</u> (4) 監査委員の事務局の職員 <u>令和3年3月1日から同月末日まで</u> (5) 教育委員会の事務局の職員 <u>令和3年3月1日から同月末日まで</u> (6) 労働委員会の事務局の職員 <u>令和3年3月1日から同月末日まで</u> (7) 人事委員会の事務局の職員 <u>令和3年3月1日から同月末日まで</u> (8) 海区漁業調整委員会の事務局の職員 <u>令和3年3月1日から同月末日まで</u> (9) 県立学校の教職員及び県費負担教職員 <u>令和3年3月1日から同月末日まで</u> (10) 地方警察職員 <u>令和3年3月1日から同月末日まで</u>	職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例（昭和37年和歌山県条例第60号）第2条第1項の規則で定める期間は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) 知事の事務部局の職員 <u>令和2年3月1日から同月末日まで</u> (2) 議会の事務局の職員 <u>令和2年3月1日から同月末日まで</u> (3) 選挙管理委員会の事務局の職員 <u>令和2年3月1日から同月末日まで</u> (4) 監査委員の事務局の職員 <u>令和2年3月1日から同月末日まで</u> (5) 教育委員会の事務局の職員 <u>令和2年3月1日から同月末日まで</u> (6) 労働委員会の事務局の職員 <u>令和2年3月1日から同月末日まで</u> (7) 人事委員会の事務局の職員 <u>令和2年3月1日から同月末日まで</u> (8) 海区漁業調整委員会の事務局の職員 <u>令和2年3月1日から同月末日まで</u> (9) 県立学校の教職員及び県費負担教職員 <u>令和2年3月1日から同月末日まで</u> (10) 地方警察職員 <u>令和2年3月1日から同月末日まで</u>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第163号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号。以下「算定政令」という。）の規定により知事が定める数を、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる数としたので、告示する。

令和2年和歌山県告示第226号（国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の規定により知事が定める数）は、令和3年2月18日限り廃止する。

令和3年2月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

算定政令第9条第3項の知事が定める数	1
算定政令第9条第5項の知事が定める数	0.8241922560692
算定政令第9条第8項の知事が定める数	1.000965000472
算定政令第9条第9項の知事が定める数（一般納付金被保険者均等割指数に限る。）	0.7
算定政令第10条第3項の知事が定める数	0.8272265092422

算定政令第10条第6項の知事が定める数	0.999999981702
算定政令第10条第7項の知事が定める数（後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数に限る。）	0.7
算定政令第11条第3項の知事が定める数	0.8336226919256
算定政令第11条第6項の知事が定める数	0.999999940069
算定政令第11条第7項の知事が定める数（介護納付金納付金被保険者均等割指数に限る。）	0.7

### 和歌山県告示第164号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

令和3年2月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）スーパーエバグリーン古屋店
- 2 意見の対象となった届出に係る告示  
令和2年和歌山県告示第1181号
- 3 意見の概要
  - (1) 環境面、衛生面、排出量及び回収ペースを考慮した廃棄物保管施設を確保してください（生ゴミについては2日分以上を確保できる施設にしてください。）。
  - (2) 騒音規制法、振動規制法、和歌山県公害防止条例等の法令を遵守するのみではなく、近隣住民との関係を良好に保ち、苦情等の申し出に対し、真摯に対策を講じてください。
  - (3) 作業時間の制限、廃棄物からの悪臭や調理に伴う臭い、事業所の排水等について、周辺環境に十分配慮してください。
  - (4) 産業廃棄物を保管する場合、保管基準に従い、生活環境の保全上支障のないように保管してください。
- 4 意見の縦覧場所  
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）  
和歌山市産業交流局産業部商工振興課（和歌山市七番町23番地）
- 5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯  
縦覧期間 令和3年2月19日から同年3月19日まで  
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

### 和歌山県告示第165号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和3年2月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 田辺市上野字小屋谷452の1（次の図に示す部分に限る。）、463、464の1（次の図に示す部分に限る。）、494の2
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

田辺市上野字小屋谷452の1・463・464の1・494の2（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**和歌山県告示第166号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和3年2月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 基本測量（地殻変動補正パラメータ測量）
- 2 作業期間 令和3年3月1日から同月31日まで
- 3 作業地域 和歌山県全域

**和歌山県告示第167号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき湯浅町長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和3年2月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（数値地形図データ作成）
- 2 作業期間 令和3年2月19日から同年3月26日まで
- 3 作業地域 和歌山県有田郡湯浅町一円

**和歌山県告示第168号**

和歌山県田辺市下川下の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和3年2月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期  
平成30年4月2日から令和2年10月13日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県田辺市下川下の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県田辺市下川下の一部地区

- 5 認証年月日  
令和3年2月9日

**和歌山県告示第169号**

和歌山県田辺市下川下の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和3年2月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期  
平成31年4月1日から令和2年10月13日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県田辺市下川下の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県田辺市下川下の一部地区
- 5 認証年月日  
令和3年2月9日

**和歌山県告示第170号**

和歌山県田辺市下屋敷町・新屋敷町の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和3年2月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期  
平成30年4月2日から令和2年10月28日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県田辺市下屋敷町・新屋敷町の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県田辺市下屋敷町・新屋敷町の各一部地区
- 5 認証年月日  
令和3年2月9日

**和歌山県告示第171号**

和歌山県田辺市龍神村宮代の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和3年2月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期

平成31年4月1日から令和2年10月13日まで

- 3 成果の名称  
和歌山県田辺市龍神村宮代の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県田辺市龍神村宮代の一部地区
- 5 認証年月日  
令和3年2月9日

---

**和歌山県告示第172号**

和歌山県田辺市中辺路町北郡・中辺路町真砂の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和3年2月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期  
平成31年4月1日から令和2年10月13日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県田辺市中辺路町北郡・中辺路町真砂の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県田辺市中辺路町北郡・中辺路町真砂の各一部地区
- 5 認証年月日  
令和3年2月9日

---

**和歌山県告示第173号**

和歌山県有田市宮崎町の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和3年2月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県有田市
- 2 調査を行った時期  
平成29年4月1日から令和2年3月2日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県有田市宮崎町の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県有田市宮崎町の一部地区
- 5 認証年月日  
令和3年2月9日

---

**和歌山県告示第174号**

昭和60年和歌山県告示第778号（浄化槽法の規定による指定検査機関の指定）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から施行する。ただし、本文1の改正規定は、公布の日から施行する。

令和3年2月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

本文1中「会長 吉村英夫」を「会長 林恵一」に改める。

本文3備考2中「平成30年4月1日から平成33年3月31日まで」を「令和3年4月1日から令和6年3月31日まで」に改める。

## 和歌山県告示第175号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和3年2月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3525	日高郡みなべ町東吉田字上城411番9の一部、415番の一部、416番の一部、417番の一部、418番の一部	愛知県名古屋市長区桶狭間上の山2017番地 坂口和也	令和 3.2.2	6.00	54.31
				4.00	11.38
				4.00	25.94

## 和歌山県告示第176号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和3年2月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3526	岩出市野上野字村中486番4の一部、489番の一部、490番1の一部、491番1の一部、491番2の一部、492番1の一部、492番2	紀の川市名手市場1281番地 榎本文博	令和 3.2.3	6.00	79.54
				6.60	
				6.00	30.66
				6.25	

## 和歌山県告示第177号

令和2年度港湾空港振興課パッセンジャーステップ車購入について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和3年2月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 落札に係る調達物品の名称及び数量  
パッセンジャーステップ車 1台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
和歌山県会計局総務事務集中課  
和歌山市小松原通一丁目1番地

- 3 落札者を決定した日  
令和3年1月29日
- 4 落札者の氏名及び住所  
第一実業株式会社  
東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地
- 5 落札金額  
43,230,000円（うち消費税及び地方消費税の額3,930,000円）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
令和3年1月8日

### 和歌山県告示第178号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、文書等通送業務民間委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

令和3年2月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

#### 1 一般競争入札に付する調達役務の名称等

- (1) 事業年度  
令和3年度
- (2) 調達役務の名称  
文書等通送業務民間委託業務
- (3) 調達役務の仕様等  
文書等通送業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。
- (4) 契約期間  
令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間

#### 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加する資格を有する者は、資格審査の申請の時点から落札決定の日までにおいて、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札の参加の資格を停止されていない者であること。
- (3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。
- (4) 国税及び都道府県税に未納がない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者並びに暴力団等が経営に実質的に関与していない者であること。
- (6) 暴力団等に対する資金等の供給及び便宜の供与をしていない者であること。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者及び破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (8) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第3条の規定による一般貨物自動車運送事業の許可を受けている者であること。
- (9) 和歌山県内において特定信書便を送達することができることを内容とする民間事業者による信書の



送達に関する法律（平成14年法律第99号）第29条の規定による特定信書便事業の許可を受けている者であること。

- (10) 警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の規定による公安委員会の認定を受け、かつ、同法第2条第1項第3号に規定する業務の届出を行っている者であること。
- (11) 貴重品運搬警備業務用車両を2台以上保有し、運送物品の搬送途中に交通事故等が発生した場合、予備車を配車する等、遅滞なく適切な対応をすることができる者であること。
- (12) 警備業法第23条に基づく検定で、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第1条第6号に規定する貴重品運搬警備業務に係る検定の検定合格警備員を2人以上雇用している者であること。

### 3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書

イ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）及び定款

ウ 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

エ 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

オ 使用印鑑届

カ 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書（提出日において発行後3か月を経過していないもの）

（ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

（イ）法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する税全税目

キ 運転員等勤務計画予定表

ク 誓約書

ケ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

コ 2の（8）から（10）まで及び（12）に掲げる資格を証する書面

サ 2の（11）に掲げる要件を満たすことを証する書面

(2) (1) のイからエまで、カ及びクに掲げる申請書類については、資格審査申請時点で既に和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく審査を経て、現に有効な競争入札参加資格決定通知書を交付されている者は、当該通知書の写しを提出することにより、当該書類に代えることができる。

(3) (1) のア、オ及びキからケまでに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、令和3年2月19日（金）から同年3月1日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、令和3年2月19日（金）から同年3月2日（火）午後5時までの間に和歌山県警察本部警務部警務課（以下「警務課」という。）に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

### 4 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

3の（1）に掲げる申請書類は、令和3年2月19日（金）から同年3月5日（金）までの県の休日を除く日の午前10時から午後5時までの間に、5に掲げる場所に提出するものとする。

なお、郵送による場合は、令和3年3月5日（金）午後5時までに書留郵便により5に掲げる場所に必着させなければならない。

### 5 資格審査申請書類の配布の場所

警務課

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-423-0560

6 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵便により令和3年3月15日（月）までに通知する。

7 一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県警察本部に対してその理由について説明を求められることができる。
- (2) (1)の説明は、令和3年3月19日（金）午後5時までに書面により求められることができる。
- (3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により5に掲げる場所に提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対する回答は、令和3年3月23日（火）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

和歌山県告示第179号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、警備員指導教育責任者等講習業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

令和3年2月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する調達役務の名称等

- (1) 事業年度  
令和3年度
- (2) 調達役務の名称  
警備員指導教育責任者等講習業務
- (3) 調達役務の内容等  
警備員指導教育責任者等講習業務の委託仕様書（以下「仕様書」という。）による。
- (4) 契約期間  
令和3年4月1日（木）から同年11月30日（火）まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加する資格を有する者は、資格審査の申請の時点から落札決定の日までにおいて、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札の参加の資格を停止されていない者であること。
- (3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。
- (4) 国税及び都道府県税に未納がない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者並びに暴力団等が経営に実質的に関与していない者であること。
- (6) 暴力団等に対する資金等の供給及び便宜の供与をしていない者であること。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者及び破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

(8) 警備員指導教育責任者等講習を行う講師にあっては、最近3年間に一般社団法人全国警備業協会が実施する講師講習会（警備業務の区分に応じた専門的な知識及び技能に関することについての教育を行うために必要な知識及び技能に関する講習）の課程を修了した者を、当該業務の区分ごとに最低2名以上確保していること。

### 3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書

イ 事業経歴書

ウ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

エ 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

オ 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

カ 使用印鑑届

キ 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書（提出日において発行後3か月を経過していないもの）

（ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

（イ）法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する税全税目

ク 誓約書

ケ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

コ 2の（8）に掲げる要件を満たす本事業の講習を行う講師名簿及び当該要件を満たすことを証する書面

(2) 資格審査申請時点で、既に和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく審査を経て、現に有効な競争入札参加資格決定通知書を交付されている者にあっては、当該通知書の写しを提出することにより、（1）のイからオまで、キ及びクに掲げる申請書類に代えることができる。

(3) （1）のア、イ、カ、ク及びケに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、令和3年2月19日（金）から同年3月1日（月）までの和歌山県の休日（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後5時までの間、5に掲げる場所で配布を行う。

(4) （1）に掲げる申請書類について質問がある者は、令和3年2月19日（金）から同年3月2日（火）午後5時までの間に和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課（以下「生活安全企画課」という。）に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

### 4 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

3の（1）に掲げる申請書類は、令和3年2月19日（金）から同年3月5日（金）までの県の休日を除く日の午前10時から午後5時までの間に、5に掲げる場所に提出するものとする。

なお、郵送による場合は、令和3年3月5日（金）午後5時までに書留郵便により5に掲げる場所に必着させなければならない。

### 5 資格審査申請書類の配布の場所

生活安全企画課

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-433-7656

## 6 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵便により令和3年3月15日（月）までに通知するものとする。

## 7 一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県警察本部に対してその理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明は、令和3年3月19日（金）午後5時までに書面により求めることができる。
- (3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により5に掲げる場所に提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対する回答については、令和3年3月23日（火）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

## 人事委員会告示

## 和歌山県人事委員会告示第1号

令和3年度就職氷河期世代を対象とした和歌山県職員採用試験を次の要綱により実施する。

令和3年2月19日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

## 令和3年度就職氷河期世代を対象とした和歌山県職員採用試験要綱

## 1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定人員	主な職務内容
一般行政職 (就職氷河期世代対象)	5人程度	知事部局等における事務

## 2 受験資格

(1) 次のアからウまでの全ての要件を満たす人

ア 昭和51年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた人

イ 令和2年4月1日から申込日までの間に正規雇用で就労していない人

ウ 令和2年3月31日以前に正規雇用で就労した期間が、通算して3年以下の人

(注) ウの正規雇用で就労した期間は、6か月以上継続して就労した期間のみが該当する。

一の正規雇用で就労した期間に、1か月に満たない日数がある場合はこれを切り捨てるものとする。

上記受験資格について虚偽の申告があった場合には、受験及び採用が無効になることがある。

また、最終合格発表後に職務経験期間等を証明する書類の提出を求める。

(2) 次のいずれかに該当する人は、受験できない。

ア 日本国籍を有しない人

イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれかに該当する人

## 3 試験日、試験地及び合格発表

	試験日	試験地	合格発表
第1次試験	(基礎能力試験、適性検査) 令和3年4月18日（日）	和歌山市	令和3年4月30日（金）午後3時に和歌山県ホームページに掲載する。
第2次試験	(個別面接) 令和3年5月14日（金）から同月16日（日）までの間で指定する1日		令和3年5月25日（火）午後3時に和歌山県ホームページに掲載する。

第3次試験	(個別面接、論文試験) 令和3年6月5日(土)又は 同月6日(日)のいずれ れかで指定する1日	令和3年6月25日(金)午後3時に和歌山県ホーム ページに掲載するとともに、合格者に通知する。
-------	--	--

(注) 上記の試験日及び合格発表日は変更する場合がある。

#### 4 試験の方法及び内容

	種目	配点	内容	試験時間
第1次試験	基礎能力試験	500点	言語的理解力、数的処理能力及び論理的思考力についての筆記試験(択一式)	1時間10分
	適性検査		通常の職務遂行に必要な適性についての検査。 なお、検査結果は、面接試験の参考資料とする。	
第2次試験	面接試験	600点	人物、能力、性格等についての個別面接	
第3次試験	論文試験	200点	一定のテーマによる識見、表現力、判断力等についての記述試験(1,200字程度)	1時間30分
	面接試験	1,200点	人物、能力、性格等についての個別面接	

(1) 試験の内容は、大学卒業程度とする。

(2) 第1次試験、第2次試験及び第3次試験の合格者は、各試験種目の総合得点順に決定する。ただし、各試験種目には合格基準があり、一つでも基準に達しないものがある場合は、総合得点が高くても不合格となる。

#### 5 受験手続及び受付期間

##### (1) 申込方法

インターネットにより、和歌山県人事委員会事務局ホームページの「職員採用情報」欄の「採用試験申込」から、「令和3年度就職氷河期世代を対象とした和歌山県職員採用試験」を選択し、画面上の指示に従って申し込むものとする。

なお、インターネットによる申し込みができない場合は、和歌山県人事委員会事務局に問い合わせること。

また、別途、「職員採用情報」欄の「採用試験申込」にある氷河期世代正規雇用職務経歴確認票及び氷河期世代非正規雇用等職務経歴確認票を、令和3年3月22日(月)(郵送の場合は同日消印有効)までに和歌山県人事委員会事務局までメール送信又は郵送すること。郵送による場合は、封筒の表に「氷河期世代職務経歴確認票」と朱書きし、必ず簡易書留郵便により送付すること。

##### (2) 受付期間

令和3年3月2日(火)午前10時から同月22日(月)午後4時までに受信したものを受け付ける。ただし、電子申請サービスの管理運営上の都合により変更する場合がある。

##### (3) 受験票等の交付

申込みが到達した場合は、「申請受付のお知らせ」のメールを自動送信する。その後、申込みを受

理した場合は、「審査完了のお知らせ」のメールを送信する。受験票は、受付期間終了後に電子申請サービス内で発行する。受験票を発行した場合は、「通知書発行のお知らせ」のメールを送信するので、メールに記載する指示に従い受験票ファイル及び写真票ファイルをダウンロードし、A4サイズの紙面に印刷すること。「申請受付のお知らせ」のメールが届かないときは、申込みが到達していない可能性があるため、速やかに人事委員会事務局に問い合わせること。

写真票には氏名等を記入し、顔写真を貼ること。

試験当日は、受験票及び写真票を必ず持参すること。

なお、試験当日に写真票に顔写真が貼られていない場合は受験することができない。

6 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、和歌山県人事委員会の採用候補者名簿に登載され、任命権者からの請求により人事委員会が提示し、その中から採用者が決定される。この試験の最終合格者は、原則として令和4年4月1日に採用される。ただし、欠員等の状況により、勤務可能な人は令和4年4月1日以前に採用される場合がある。

(2) 採用時の給料月額は、188,700円（令和2年4月1日現在）で、経歴その他に応じて一定の額が加算される。

このほか、職員の給与に関する条例等の定めに従い、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

7 車椅子・ルーペの使用、拡大文字・点字による受験

車椅子・ルーペの使用、拡大文字・点字による受験等を希望する場合は、申込時に和歌山県人事委員会事務局に申し出ること。

8 試験結果の情報提供

この試験の結果について、「和歌山県電子申請サービス」により、以下のとおり情報提供を受けることができる。

情報提供の手続は、5（3）の受験票等の交付手続と同様に、「通知書発行のお知らせ」のメールに記載する方法で試験結果をダウンロードするものとする。

試験の種類	情報提供の対象者	内容	期間
第1次試験	第1次試験不合格者	得点、順位及び合格基準に達していない場合は、その旨	合格発表の日の翌日の午後3時から1か月間
第2次試験	第2次試験不合格者	試験種目別の得点、合格基準に達していない試験種目、第1次試験の得点及び順位並びに第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点及び総合順位	
第3次試験	第3次試験受験者	試験種目別の得点、合格基準に達していない試験種目、第1次試験の得点及び順位、第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点及び総合順位並びに第1次試験から第3次試験までを合わせた総合得点及び総合順位	

9 その他

この試験についての問合せは、和歌山県人事委員会事務局にすること。

和歌山県人事委員会告示第2号

令和3年度職務経験者を対象としたUIターン型和歌山県職員採用試験を次の要綱により実施する。

令和3年2月19日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

令和3年度職務経験者を対象としたUIターン型和歌山県職員採用試験要綱

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定人員	主な職務内容
一般行政職 (職務経験者対象)	3人程度	知事部局等における事務
総合土木職 (職務経験者対象)	3人程度	知事部局等における道路、河川及び土地改良事業等に関する施工監理等の業務

2 受験資格

(1) 次のアからエまでの全ての要件を満たす人

ア 昭和56年4月2日以降に生まれた人

イ 令和3年2月28日現在、和歌山県外に在住の人

ウ 令和3年2月28日現在、和歌山県内に本社若しくは本店を置く民間企業又は和歌山県内が本庁等所在地である公的機関等の常勤の正社員（職員）でない人

エ 試験区分ごとに下記の職務経験を有する人

試験区分	職務経験
一般行政職 (職務経験者対象)	和歌山県外に本社若しくは本店を置く民間企業又は和歌山県外が本庁等所在地である公的機関等における職務経験期間が、令和3年3月31日時点で通算して7年以上（見込みを含む。）ある人
総合土木職 (職務経験者対象)	和歌山県外に本社若しくは本店を置く民間企業又は和歌山県外が本庁等所在地である公的機関等における土木工事若しくは農業土木工事に関する企画、設計、積算、施工管理等の専門的業務の職務経験期間が令和3年3月31日時点で通算して7年以上（見込みを含む。）ある人

(注) 職務経験期間とは、次のいずれかの期間とする。

1 常勤の正社員（職員）として就業していた期間（6か月以上継続して就業していた期間に限る。）

2 常勤の正社員（職員）以外の社員（職員）として就業し、かつ、常勤の正社員（職員）と同じ勤務時間、勤務形態で就業していた期間（6か月以上継続して就業していた期間に限る。）

複数の職務経験期間がある場合は、一の職務経験期間について、1か月に満たない日があるときは、これを切り捨てて合算するものとする。

職務経験期間中に3か月以上継続して職務に従事していない期間（産前産後休暇を除く。）がある場合は、これを除算するものとする。

上記受験資格について、虚偽の申告があった場合は、受験及び採用が無効になることがある。

また、最終合格発表後に職務経験期間等を証明する書類の提出を求める。

(2) 次のいずれかに該当する人は受験できない。

ア 日本国籍を有しない人

イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれかに該当する人

3 試験日、試験地及び合格発表

	試験日	試験地	合格発表
第1次試験	（基礎能力試験、適性検査） 令和3年4月18日（日）		令和3年4月30日（金）午後3時に和歌山県ホームページに掲載する。

第2次試験	(個別面接) 令和3年5月14日（金） から同月16日（日）ま での間で指定する1日	和歌山市	令和3年5月25日（火）午後3時に和歌山県ホームペ ージに掲載する。
第3次試験	(個別面接、論文試験) 令和3年6月5日（土）又 は同月6日（日）のい ずれかで指定する1日		令和3年6月25日（金）午後3時に和歌山県ホームペ ージに掲載するとともに、合格者に通知する。

(注) 上記の試験日及び合格発表日は変更する場合がある。

4 試験の方法及び内容

	試験種目	配点	内容	試験時間
第1次試験	基礎能力試験	500点	言語的理解力、数的処理能力及び論理的思考力についての筆記試験（択一式）	1時間10分
	適性検査		通常の職務遂行に必要な適性についての検査。 なお、検査結果は、面接試験の参考資料とする。	
第2次試験	面接試験	600点	人物、能力、性格等についての個別面接	
第3次試験	論文試験	200点	一定のテーマによる識見、表現力、判断力等についての記述試験（1,200字程度）	1時間30分
	面接試験	1,200点	人物、能力、性格等についての個別面接	

- (1) 試験の内容は、大学卒業程度とする。
- (2) 第1次試験、第2次試験及び第3次試験の合格者は、各試験種目の総合得点順に決定する。ただし、各試験種目には合格基準があり、一つでも基準に達しないものがある場合は、総合得点が高くても不合格となる。

5 受験手続及び受付期間

(1) 申込方法

インターネットにより、和歌山県人事委員会事務局ホームページの「職員採用情報」欄の「採用試験申込」から、「令和3年度職務経験者を対象としたUIターン型和歌山県職員採用試験」を選択し、画面上の指示に従って申し込むものとする。

なお、インターネットによる申込みができない場合は、和歌山県人事委員会事務局に問い合わせること。

また、別途、「職員採用情報」欄の「採用試験申込」にあるUIターン型職務経歴確認票を、令和3年3月22日（月）（郵送の場合は同日消印有効）までに和歌山県人事委員会事務局までメール送信又は郵送すること。郵送による場合は、封筒の表に「UIターン型職務経歴確認票」と朱書きし、必ず簡易書留郵便により送付すること。

(2) 受付期間

令和3年3月2日（火）午前10時から同月22日（月）午後4時までに受信したものを受け付ける。ただ



し、電子申請サービスの管理運営上の都合により変更する場合があります。

(3) 受験票等の交付

申込みが到達した場合は、「申請受付のお知らせ」のメールを自動送信する。その後、申込みを受理した場合は、「審査完了のお知らせ」のメールを送信する。受験票は、受付期間終了後に電子申請サービス内で発行する。受験票を発行した場合は、「通知書発行のお知らせ」のメールを送信するので、メールに記載する指示に従い受験票ファイル及び写真票ファイルをダウンロードし、A4サイズの紙面に印刷すること。「申請受付のお知らせ」のメールが届かないときは、申込みが到達していない可能性があるため、速やかに人事委員会事務局に問い合わせること。

写真票には、氏名等を記入し、顔写真を貼ること。

試験当日は、受験票及び写真票を必ず持参すること。

なお、試験当日に写真票に顔写真が貼られていない場合は受験することができない。

6 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、それぞれの試験区分ごとに作成する和歌山県人事委員会の採用候補者名簿に登載され、任命権者からの請求により人事委員会が提示し、その中から採用者が決定される。この試験の最終合格者は、原則として令和4年4月1日に採用される。ただし、欠員等の状況により、勤務可能な人は令和4年4月1日以前に採用される場合がある。

(2) 採用時の給料月額は、188,700円（令和2年4月1日現在）で、経歴その他に応じて一定の額（例：公務員の経歴は10割換算額、民間企業の正規職員の経歴は8割換算額等）が加算される。（具体例：大卒後、職務経歴が10年の人の採用時の給料月額は、216,300円～233,400円）

このほか、職員の給与に関する条例等の定めに従い、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

7 車椅子・ルーペの使用、拡大文字・点字による受験

車椅子・ルーペの使用、拡大文字・点字による受験等を希望する場合は、申込時に和歌山県人事委員会事務局に申し出ること。

8 試験結果の情報提供

この試験の結果について、「和歌山県電子申請サービス」により、以下のとおり情報提供を受けることができる。

情報提供の手続は、5(3)の受験票等の交付手続と同様に、「通知書発行のお知らせ」のメールに記載する方法で試験結果情報提供ファイルを表示するものとする。

試験の種類	情報提供の対象者	内容	期間
第1次試験	第1次試験不合格者	得点、順位及び合格基準に達していない場合は、その旨	合格発表の日の翌日の午後3時から1か月間
第2次試験	第2次試験不合格者	試験種目別の得点、合格基準に達していない試験種目、第1次試験の得点及び順位並びに第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点及び総合順位	
第3次試験	第3次試験受験者	試験種目別の得点、合格基準に達していない試験種目、第1次試験の得点及び順位、第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点及び総合順位並びに第1次試験から第3次試験までを合わせた総合得点及び総合順位	

9 その他

この試験についての問合せは、和歌山県人事委員会事務局にすること。

収用委員会告示

和歌山県収用委員会告示第1号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、令和3年2月10日次のとおり裁決手続開始の決定をした。

令和3年2月19日

和歌山県収用委員会会長 山崎 和成

- 1 起業者の名称 和歌山県
- 2 事業の種類 一般国道370号改築工事（美里2バイパス・和歌山県海草郡紀美野町大角字堂原地内から同町赤木字井原上地内まで）及びこれに伴う町道付替工事
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等、土地所有者の氏名及び住所並びに土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類（次表のとおり）

裁決手続開始を決定した土地								土地所有者		土地に関して権利を有する関係人		
所 在 地 番	地 目	地 積 (㎡)		取用しようとする土地の面積 (㎡)	使用しようとする土地の面積 (㎡)	氏 名	住 所	氏名	住所	権利の種類		
		登記簿	現況								登記簿	実 測
和歌山県海草郡紀美野町鎌滝字日裏	7番 山林	山林	244	244.71	195.88	13.96	登記名義人（亡）堀川延太郎の法定相続人（別表のとおり）	別表のとおり	—	—	—	

別表

土地所有者		法定相続持分
氏名	住所	
福田 義彦	和歌山県岩出市山 657 番地の 1	5,040 分の 90
牧野 暢子	3212 El Camino Ave. Sacramento, CA U.S.A.	5,040 分の 150
前峠 史子	和歌山県海草郡紀美野町松ヶ峯 52 番地	5,040 分の 240
堀内 すみ	和歌山県和歌山市和歌浦東 3 丁目 3 番 3 号	5,040 分の 240
角下 百代	大阪府阪南市下出 502 番地の 5	5,040 分の 360
岩根 育子	大阪府阪南市自然田 728 番地の 6	5,040 分の 360
芝 保弘	和歌山県和歌山市楠見中 121 番地 2	5,040 分の 40
濱端 正博	和歌山県海南市下津町丸田 1140 番地	5,040 分の 10
河合 智美	大阪府大阪市東淀川区大桐 2 丁目 7 番 7 号 パレス東洋 6 号館 601 号	5,040 分の 15
濱端 友里	大阪府守口市寺内町 2 丁目 10 番 10-301 号	5,040 分の 15
志場 恵美子	和歌山県海南市原野 372 番地 2	5,040 分の 40
加藤 智恵美	和歌山県紀の川市貴志川町井ノ口 922 番地 9	5,040 分の 120
山本 佐和子	和歌山県海草郡紀美野町下佐々 1663 番地	5,040 分の 120

山本 昌子	和歌山県海草郡紀美野町動木 117 番地 3	5,040 分の 120
寺岡 宏	和歌山県海草郡紀美野町西野 662 番地	5,040 分の 120
寺岡 昌明	和歌山県海南市七山 772 番地 32	5,040 分の 120
武藤 智英子	京都府京都市伏見区新町十二丁目 323 番地	5,040 分の 144
堀川 勝彌	大阪府大阪市城東区関目 4 丁目 10 番 1-113 号	5,040 分の 144
泉谷 榮子	兵庫県尼崎市元浜町 4 丁目 76 番地の 1 サンロイヤル武庫川パークサイド 310 号	5,040 分の 144
廣田 眞知子	大阪府大阪市北区天満 3 丁目 6 番 14 号 天満橋ハウス 701 号室	5,040 分の 144
筑井 悦子	奈良県生駒市東生駒 1 丁目 62 番地 ローレル 210	5,040 分の 144
中田 節子	大阪府大阪市住之江区南港中 4 丁目 7 番 23-828 号	5,040 分の 240
北村 邦子	大阪府大阪市都島区都島南通 2 丁目 1 番 2-1210 号	5,040 分の 240
堀川 哲也	大阪府大阪市港区港晴 3 丁目 1 番 10 号	5,040 分の 240
重田 多世	和歌山県和歌山市木ノ本 91 番地 5	5,040 分の 360
黒田 房子	和歌山県和歌山市加納 335 番地 39	5,040 分の 360
堀川 潔	和歌山県和歌山市東高松 1 丁目 3 番 56 号	5,040 分の 360
堀川 浩	和歌山県和歌山市宇須 3 丁目 3 番 4 号	5,040 分の 360

## 警察本部告示

### 和歌山県警察本部告示第1号

和歌山県警察個人情報保護条例施行規則（平成18年和歌山県公安委員会規則第3号）第26条第2項の規定に基づき、令和2年度「実施機関非識別加工情報」に関する提案の募集に関し必要な事項を次のとおり告示する。

令和3年2月19日

和歌山県警察本部長 親 家 和 仁

#### 1 募集期間

令和3年2月19日（金）から同年3月22日（月）までの間

#### 2 提案の対象となる個人情報ファイル

提案の対象となる個人情報ファイルは、和歌山県警察のホームページ（<https://www.police.pref.wakayama.lg.jp/>）に掲載の「公表に係る個人情報ファイル簿一覧」に登載されている個人情報ファイル簿において実施機関非識別加工情報の提案を募集する旨が記載されているものとする。

#### 3 提案の方法等

令和2年度「実施機関非識別加工情報」に関する提案の募集要綱のとおり

（令和2年度「実施機関非識別加工情報」に関する提案の募集要綱は省略し、和歌山県警察情報公開コーナーに備え置いて縦覧に供するとともに、和歌山県警察のホームページ（<https://www.police.pref.wakayama.lg.jp/05.kenkei/kozinjyouhoukouhyou/teian.html>）に掲載する。）